

名義株とその対応

様々な理由によって、株主名簿に記載された株主と、実際の株主が異なる株式のことを一般に名義株(名義株式)と呼び、このときに株主名簿上に記載された株主のことを名義株主と呼びます。いずれも、法律によって定められた用語ではなく、慣例によってそう呼ばれています。以下 Q&A 形式にて説明いたします。

Q 名義株が発生する理由はどんなものがありますか。

A 平成2年以前の法律では、株式会社を設立するためには、設立時に株主となる人が7人以上いなければならないとされていました。そのため、実際には株主となる意思のない人の名義を借りるということがありました。また、税務上の理由から株主を分散させた結果、名義株が発生することもあるようです。

Q 名義株主が株式の所有者となるのですか。

A 株主名簿に記載された名義株主ではなく、真実の株主が株式の所有者となります。しかし、真実の株主がその株式の所有を証明することが難しいケースもあり、後記のとおり紛争が生じることがあります。

Q 名義株がある場合において会社はどちらを株主として取扱えばよいですか。

A 通常は、株主名簿に記載された人を株主として取扱えば、会社が後日責任を追及されることはありません。しかし、会社が名義株の発生に関与しており、かつ、真実の株主が株主権の行使をする意思があるなどの例外的な事例においては、真実の株主にその権利を行使させなければならない場合もあります。



名義株にリスクはありますか。



法定された書類である株主名簿に、事実と異なる記載があるのですから、様々なリスクが考えられます。代表的なものは下記のもです。

- ①名義株主と真実の株主との間で、株式の帰属について紛争を生じやすい。
- ②名義株主が死亡したり行方不明になったりするなど、真実の株主が株主としての権利を行使できなくなることがある。
- ③真実の株主に相続が発生したとき、権利関係が複雑となる。
- ④事業承継や M&A を行うことが困難になる。

また、会社の役員が名義株の発生に関与しているときには、役員が法律違反(会社法976条7号違反)となることもありますので、名義株は発生させるべきではありません。



名義株を解消する方法はどのような方法がありますか。



いくつかの方法が考えられます。

【名義株主と真実の株主の合意に基づく方法】

- ①株主名簿の書換え・・・株主名簿の書換えを行い、株主名簿と実態を一致させることができます。これができれば最も簡単です。
- ②名義株の譲渡・・・会社に対して名義株を売却し、会社が株式を回収してしまふことも考えられます。

【必ずしも合意に基づかない方法】

- ③特別支配株主からの売渡請求・・・総株主の議決権の 90%以上を有している大株主は、その他の小数株主に対して、少数株主の持っている株式を売るように請求することができます。
 - ④全部取得条項付種類株式・・・会社の株式を一旦全て会社が取得し、新たな株式を任意の人に発行します。
 - ⑤その他・・・・・・・・・・行方不明株主に対する売渡請求や株式併合を利用した株式の強制取得などの方法があります。
- これらの方法は、法的な制約があり実際には行うことができないケースもあります。詳しくは、司法書士までご相談ください。



当面の間、名義株を解消できないときはどのようにしたらよいですか。



株式の帰属を明確にするための合意書(念書)や会社に対する株主権の行使に関する合意書などを作成することがあります。しかしながら、これは根本的な解決にはなりませんので、できる限り名義株を解消する方向で考えるべきでしょう。